自治会・町会・管理組合の皆様へ

○「地域猫活動」について・・・

飼い主不明猫（ノラ猫）のトラブルが市内で多く確認されています。しかし、トラブルのほとんどは、猫を追い払ったりエサやりをやめても、根本的な問題解決にならないのが現状です。

そこで市では、飼い主不明猫の問題を解決する方法として、“地域猫活動”を推奨しています。

ノラ猫から、人と共存できる“地域猫”へ

地域猫活動とは、地域住民の合意のもと、飼い主不明猫が増えないように避妊・去勢手術を受けさせ、適正にエサやりと糞尿の管理を行い、猫の頭数とその被害を減らす環境美化活動のことです。その結果、人と共存できるようになった猫を“地域猫”と呼びます。

猫の被害に困っている方も、猫の境遇に心を痛めている方も、“不幸な猫を地域から減らしたい”という気持ちは同じです。自治会・町会・管理組合の皆様におかれましては、地域猫活動へご理解とご協力を頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

☆★☆ 多摩市は地域猫活動を応援します！ ☆★☆

○地域猫ボランティア届出制度

市内で適正に地域猫活動を実践して頂ける方を、“地域猫ボランティア”として市に登録する制度です。登録にあたっては、必ず市が開催する講習を受けてもらい、地域のルールやマナーを守って活動をして頂くようにしています。また、活動の際には、右の腕章と手帳を携行して頂いております。

※地域猫ボランティアの届け出をしていなくても、地域猫活動をして頂くことはできます。

○どうぶつ基金無料不妊チケットの交付（★自治会・町会・管理組合向け）

自治会・町会・管理組合が飼い主不明猫問題に取り組む場合に、公益財団法人どうぶつ基金が発行する「さくらねこ無料不妊手術行政枠チケット」を交付します。このチケットを利用すると指定の動物病院にて、無料 で避妊・去勢手術ができます（現在、２団体が活用中！）。

※避妊・去勢手術を終えた猫は、片方の耳をＶ字にカットされます。耳の形が桜の花びらのように見えるので“さくらねこ”の愛称で呼ばれています。

○飼い主不明猫の避妊去勢手術実施制度（★個人の方向け）

飼い主不明猫を捕獲し、指定の動物病院で避妊・去勢手術を受けさせる場合、市が手術料金の一部（メス９,９００円、オス４,９００円）を負担します。

☆問い合わせ

多摩市　環境政策課　　電話：０４２－３３８－６９５２（直通）